

海外から  
かかってくる

政府広報 警察庁

### 特殊詐欺に注意

+(国番号)で始まる  
国際電話の  
着信  
ブロック  
が有効です

+1  
+44

固定電話への着信を止めるなら  
0120-210-364  
国際電話不取扱受付センター  
手続無料



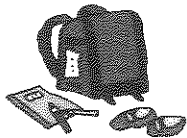
### ～特殊詐欺に注意！～

「+」から始まる電話番号に心当たりはありませんか？海外を拠点とする詐欺グループが、国際電話を使って「還付金がある」などと騙す手口が増えています。国際電話には出ない、折り返さないのが一番の対策です。

### ～守ろう交通ルール！「止まる・見る・待つ」の徹底を～

入学・新学期直後の緊張が解け、登下校や遊びに慣れ始める5月は、1年生を中心に飛び出しなどの事故が急増するため、注意が必要です。特に1年生は「止まる・見る・待つ」の徹底が重要です。

- ・飛び出し防止：道路に飛び出さない。横断歩道や信号を守る。
- ・明るい服・安全グッズ：薄暗い時間帯でも目立つ服装や反射材を着用する。



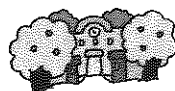
### ～新入学生・児童に贈呈～



子どもたちを交通事故や犯罪から守りましょう

防犯標語「いかのおすし」

白石地区交通安全協会では、白石町・江北町・大町町の新入学児童にランドセルカバーを贈呈しました。白石地区防犯協会から、防犯標語「いかのおすし」が書かれた文具セットを贈呈しました。また、中学校の新入学生徒に両協会より、反射タスキを贈りました。これらの活動は、交通安全意識と防犯意識を高めることを目的としています。



- い 行かない  
知らない人について行かない
- の 乗らない  
知らない人の車に乗らない
- お 大声でさけぶ  
「たすけて！」と大きな声を出す
- す すぐ逃げる  
こわかったら大人のいる方にすぐ逃げる
- し 知らせる  
どんな人が何をしたか家の人に知らせる

\* 私たち賛助会員は白石地区の防犯活動サポーターです！

{ 株 } 日 出 島 建 設 { 富 士 建 設 { 株 } { 九 州 住 電 精 密 { 株 }

# 防 犯 佐 賀

発行 (公財)佐賀県  
防犯協会

TEL: 0952-22-8331



## 生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

いわゆる悪質商法と呼ばれる生活経済事犯は、若者から一人暮らしのお年寄りまで幅広い年代が狙われており、その手口も多種多様です。

不当な代金を請求したり、強引な買い取りをする悪質な訪問業者をはじめ、最近ではSNSを利用した悪質商法が増しているのに十分ご注意ください。

### ◎ 具体的な手口の例

○ 屋根のリフォーム業者を名乗る人物が突然家に訪れ、実際には瓦のズレや防水シートの劣化などの不具合はないのに、「この状態だと雨漏りする。すぐに工事した方がよい。」などとすぐに修理が必要と不安を煽り、高額な料金で契約を結ばせる手口

○ 多くの方が利用するSNSにより、「簡単」「手軽に」「誰でも」「高収入」などと甘い言葉で副業を勧めたり、「動画を見るだけ」「画像を送るだけ」「高額な報酬を得られる」などと甘い言葉で勧誘し、お金を送金させる手口

○ 著名人の名前や顔写真を利用したりして、未経験でも高収入「スマホ副業」「未公開株」「社債」「ファンド」の購入、新築開発などの企業への投資で「必ず儲かる」などと甘い言葉でお金を送金させる手口

○ 買取業者が突然家に訪れ、「査定するだけでも大丈夫なので指輪などがあれば見せてください。」などと甘い言葉で強引に契約書を書かせるなどして買い

### 取る手口

○ SNSやマッチングアプリを通じて出会い、時間をかけて恋愛感情や親近感を抱かせ、投資話などを持ちかけてお金を送金させる手口

### ◎ 被害に遭わないためのポイント

○ 悪質商法は「つづき」です  
「正しい話を信用しない」

○ この世にうまい儲け話はありません。必ず儲かるなら世の中皆お金持ちです。  
「うだんする」

○ 一人だと甘い言葉に騙されます。まずは家族、警察や消費生活センターなど誰でもよいので相談しましょう。  
「忘れて退事をせず、すぐに契約しない」

○ 安易に訪問業者を家の中に入れて、即断しないようにしましょう。  
「さっぱり、はっきり断る」

### ◎ 相談機関の窓口

○ 近くの警察署又は警察相談電話 (#9110)  
○ 佐賀県消費生活センター (0952)24-0999 (095)24-0999

(運動期間) 令和8年5月1日(金)～5月31日(日)

## 自転車の安全利用の促進

## 自転車のルール遵守とマナーアップ運動

《運動の目的》  
5月は「自転車月間」です。自転車は安全に利用することを前提に、期間中は県民の方々の自転車利用に関する交通安全意識向上、交通ルールの遵守と交通マナーの向上により、交通事故防止を図ることを目的としています。



《自転車の交通事故情勢》  
昨年中の自転車の関係する事故は、289件(死者2人)と人身事故全体の1割を超えており、そのうち小中高生が関わる件数は140件と、約半数近い高い割合を占めています。自転車側にも法令違反が認められることも多く、自転車を取り巻く交通事故の情勢は非常に厳しいものとなっています。

この運動を機会に、今一度自転車のルールとマナーを見直し、安全運転に努めましょう。また、ヘルメットも着用しましょう。

《自転車の交通反則通告制度(青切符)》  
自転車の交通事故を防止するために、今年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度(青切符)が導入されました。



この制度により、ルール違反に対する責任は、より身近に迫ります。しかし、自転車の交通ルールが変わった訳ではありません。ルールが分からなければ、調

べて、聞いて、身に付けることが大切です!!不明な点があれば、最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。

主な反則行為

- 指定場所一時不停止等 反則金 (5,000円)
- 携帯電話使用等(保持) 反則金 (12,000円)
- 通行区分違反(車道の右側通行) 反則金 (6,000円)
- 並進禁止違反 反則金 (3,000円)

### 《自転車安全利用五則》

自転車のルール違反の結果は、反則金を支払うことではありません。一番恐いのは、自転車の運転で人を死傷させてしまうことです。自転車安全利用五則では、交通事故を防ぐために特に重要なルールを取り上げています。

- 道路の右側を通行していませんか?  
停止線の直前で一時停止していますか?  
まずは、この五つを遵守することを心掛きましょう。
- ### 自転車安全利用五則
- 車道が原則、左側を通行
  - 歩道は例外、歩行者を優先
  - 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  - 夜間はライトを点灯
  - 飲酒運転は禁止
  - ヘルメットを着用

私たちは防犯活動を応援しています。(賛助会員)

- (一社)佐賀県猟友会
- 佐賀県信用組合協会
- 九州電力(株)佐賀支店
- NTT西日本佐賀支店
- 佐賀県経営者協会